

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和7年8月5日（火）午後2時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと1・2・3）
- 3 出席者 下田教育長 植木委員 森委員 泉委員 綿引委員 緒方委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和7年8月5日（火）午後2時00分

1 一般報告

2 審議案件

教委第15号議案 高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校
個別支援学級用教科書の採択について

3 その他

[開会時刻：午後2時00分]

下田教育長

ただいまから、令和7年8月5日教育委員会定例会を開会いたします。私は教育長の下田でございます。インターネット中継を御覧の方は、教育委員会ホームページのこの会議の御案内ページに会議資料を掲載しておりますので、御確認ください。また、万が一、御覧いただいている際に不具合があった場合は、同じくこの会議の御案内ページに緊急用の中継先を掲載しておりますので、そちらで御覧ください。

それでは、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間に、報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 7/22 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 中学校の部
- 7/23 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 小学校の部

(2) 報告事項

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」が南公会堂で行われ、7月22日の中学校の部に緒方委員が、7月23日の小学校の部に森委員がそれぞれ出席し、審査員を務めました。

私からの報告は以上でございます。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。教委第15号議案「高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の採択について」、まず、今回採択する教科書の校種やこれまでの経過等について所管課から説明をお願いします。

丹羽学校教育
部長

学校教育部長の丹羽でございます。お手元のファイル資料を1枚おめくりいただき、インデックス1番、教委第15号議案「高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の採択について」、御説明いたします。

2ページを御覧ください。「提案理由」は、「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針に則り、横浜市教科書取扱審議会から答申が提出されたため、令和8年度に使用する高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の教科書採択について提案する」でございます。

3ページを御覧ください。本議案は、「(1) 高等学校において令和8年度に使用する教科書」、「(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書」を採択することについて提案するもの

でございます。

次に、参考資料について御説明いたします。1枚おめくりいただきますと、資料1として5ページから8ページまで、令和7年5月9日の教育委員会で御審議いただき決定しました「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針」がございます。6ページには「2 採択の基本原則」を示しております。また、「3 採択の観点」として、教科書採択に当たっての観点を(1)から(5)で示しております。なお、今後、審議会と申し上げる際は、「横浜市教科書取扱審議会」を指すこととさせていただきます。

7ページには、「4 採択の流れ」と「5 調査研究について」が示してありますが、それらを図にまとめたものを本年度の「教科書採択手順」として、9ページに資料2として載せております。11ページから12ページには、資料3として「横浜市教科書取扱審議会条例」を載せております。ここまでの資料は、本日傍聴されている方々にもお配りし、ウェブページにも掲載しております。

ファイルのインデックス2番から4番までは、審議会から教育委員会に提出された、「横浜市立学校の教科書の取扱い」についての答申でございます。答申につきましては、採択終了後、市民情報センターに配架し公開いたします。

次に、答申に至るまでの審議会及びその後の経過について御説明いたします。先ほど御覧いただきましたインデックス1番の7ページ「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針」の「4 採択の流れ」を御覧ください。(1)にありますように、教育委員会は、「横浜市教科書取扱審議会条例」に基づいて審議会を設置し、「教科書採択の基本方針」を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を行うよう、令和7年5月20日付で審議会に諮問いたしました。

続きまして、審議会の審議経過について御報告いたします。審議会は、教育委員会の諮問を受け、5月20日、7月4日、7月16日の計3回開催されました。

9ページを御覧ください。こちらには、高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級で使用する教科書の採択手順を示しています。審議会ですべての綿密な調査研究を行うため、②、③、④にございますように、教科書調査員として任命された教員等が、⑥にございますように「教科書調査員報告書」を作成し、審議会に報告しました。また、高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級については、児童生徒一人ひとりの学習実態や学校ごとの教科・科目の開設状況が異なることから、これも⑥にございますように、各学校長が「教科用図書意見報告書」を審議会に提出いたしました。

審議会では、これらの資料や「教科書見本」などの資料に基づき、3回の審議会で慎重に研究・協議を行ってまいりました。そして、審議会決定された答申が、7月22日に教育長に審議会の会長より手交され、教育委員会に提出されました。9ページの図では、⑦の部分でございます。答申につきましては、インデックス2番が鑑文、インデックス3番が高等学校用教科書、インデックス4番が特別支援学校及び個別支援学級用教科書となっております。教育委員の皆様には、「教科書見本」を御覧いただくとともに、答申等に基づいた研究を進めてきていただいております。また、広く教科書見本を閲覧する機会を設けるため、横浜市立図書館全18館で例年どおり教科書展示会を実施いたしました。図書館での展示会ではアンケートを実施しており、寄せられた感想についてはファイリングして、教育委員の皆様に見ていただける環境を整えさせていただきました。説明は以上です。

下田教育長

説明が終わりましたが、御質問等ございますか。よろしいですか。

特に御質問がなければ、順次審議を進めてまいります。まず、審議の順番ですが、初めに「高等学校において令和8年度に使用する教科書」、次に「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書」の順番で、それぞれ答申内容の説明を聞いた後、意見交換を行い、採択に移ります。

それでは、「高等学校において令和8年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明をお願いします。

丹羽学校教育
部長

引き続き学校教育部長の丹羽でございます。高等学校用教科書答申につきまして、高校教育課長から御説明申し上げます。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村でございます。では、高等学校用教科書答申について御説明いたします。

高等学校で使用する教科書は、文部科学省の「高等学校用教科書目録」に登載された教科書の中から、各学校の開設科目に合わせた教科書を毎年採択します。

インデックス3番「令和8年度使用高等学校用教科書答申」を御覧ください。表紙をおめくりいただきますと、「答申する教科書一覧」と「答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧は、目次の次のページから学校ごとに記載しております。前のページにお戻りください。答申理由を読み上げさせていただきます。

横浜市立の高等学校は、「横浜教育ビジョン2030」及び「第4期横浜市教育振興基本計画」に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでいる。高等学校では、教育目標や学校の特色、生徒の実態により履修科目が異なるため、学校の実情を踏まえた教科書を選定する必要がある。そこで「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各校にとって最も適切である教科書について、一般図書（高等学校用）も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。

本審議会では、各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「教科書調査員報告書」とあわせて、慎重に審議した。

その結果、教育目標、学校の特色、生徒の実態や重視する取組等を踏まえ、かつ、各校の各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適切であると認められたため、別紙一覧のとおり、令和8年度に使用する教科書として答申するものである。

次のページから、答申する教科書が学校ごとに一覧となっております。高等学校用教科書答申のページを御覧ください。1ページは「金沢高等学校」の一覧です。左側から教科名、科目名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、生徒の学年（年次）、必修・選択の別が記載してあります。1行目は、1年生で履修する必修科目「現代の国語」の教科書です。2行目は、1年生で履修する必修科目「言語文化」の教科書です。このように、各校で履修する教科において使用する教科書を記載しております。審議会では、各学校が提出した意見報告書にある選定理由と、教科書調査員報告書にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断し、この答申がまとめられました。ほかの教科・科目についても同様に検討し、学校ごとに一覧にまとめております。

7ページを御覧ください。こちらは「横浜商業高等学校」の一覧です。高等学校においては、特に専門的な内容を学習するために、教科書目録に掲載のないものを使用することができることになっております。横浜商業高等学校は、「商業科」「国際学科」「スポーツマネジメント科」の三つの科と、商業科の中に「Y

校ビジネスチャレンジ」、略称「YBC」というコースがあります。このコースは、ビジネスシーンをリードする人材の育成を目的としているコースです。御覧のように、学科、コースによって使用する教科書が異なっている教科がございます。学科、コースの目標や生徒の実態に応じて選定しているためです。8ページは、横浜商業高等学校で使用する一般図書を記載しております。国際学科の1年生は、「Practical English I」と「Oral Communication Skills I」という2科目の授業で、「Basic Reading Power 1」「READY TO WRITE 2」など、洋書を中心に5冊が挙げられております。

横浜総合高等学校、戸塚高等学校定時制についても一般図書を記載しております。高等学校用教科書の答申につきましては、以上でございます。

下田教育長

所管課から説明が終了しましたが、御意見等ございますか。

綿引委員

委員の綿引でございます。御説明ありがとうございます。私はグローバル教育と英語の教科書の選定について質問させていただきたいと思っております。これからのグローバルに活躍できる人材、つまり、海外だけではなく、どこにいても活躍できる人材、これをグローバル人材と呼ぶとするならば、そのためには、英語を知識として蓄積する力に加え、多様な文化や社会課題に関心を持ち、自分の言葉で考えて他者と対話できる力が強く求められていると考えております。その意味で、このような社会的期待を踏まえ、各学校では、グローバル教育を推進するために英語の教科書はどのような観点から選定しているのかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村です。各学校では、グローバル教育の推進に向けて育てたい資質や能力に応じて英語の教科書を選定しております。これから事例を挙げて紹介させていただきます。みなと総合高等学校では、様々な国際交流プログラムにより、グローバルな視点で物事を捉える力の育成を図っています。上海の姉妹校交流だけではなく、マレーシアやインドなど多くの国との交流を通じ、自分の考えや立場を論理的に効率よく発信するコミュニケーション力、そのような力を育成しています。そのため、同校の「英語コミュニケーションI」では、「英語で情報や考えを的確に理解し、表現し、伝え合うこと」をねらいとしております。そこで、教科書調査員報告書で「テキストを通して英語で考え英語で発信するタスクを繰り返し、確かな英語力が身につく構成になっている」という報告がありました教科書を選定しております。

また、南高等学校では、横浜スーパーグローバルハイスクールとしてグローバルリーダーの育成を目指しております。そこで、探究型学習と国際交流を融合した教育を展開しているところです。バンクーバーとの姉妹校交流やニューヨークでの海外研修、大学や企業との連携による研修などを通じ、SDGsと関連させて多様な文化と価値観を理解し、グローバルな視点に立った課題発見解決力、異文化コミュニケーション力を育成しているところです。そのため、同校の「英語コミュニケーションI」では、「聞く・話す・読む・書く」の4技能のうち、「話すこと」を「やり取り」と「発表」に分けた5領域を総合的に高めるということを選定理由に挙げております。そして、教科書調査員報告書で「身近な話題から社会的な話題まで幅広く取り扱い、グループワークができるようになっている」という報告がありました教科書を選定しております。

このように、各学校では育てたい資質・能力に応じて英語の教科書を選定し、グローバル教育を充実させております。

| | |
|----------|---|
| 綿引委員 | 御説明ありがとうございます。その意味では、横浜教育ビジョン2030及び第4期横浜市教育振興基本計画、これに掲げるグローバル教育の方針に照らしても、生徒が様々な文化的背景を持つ人々と実際にコミュニケーションをする場面を想定しながら学べる教材を選んでいる。それから、多様な国際課題に触れる内容、異なる視点を尊重する姿勢を育てる内容、こういった内容を視点として持って選んでいるということは、グローバル人材育成にとって極めて重要なことだと、今の説明を伺って思いました。御説明ありがとうございます。 |
| 下田教育長 | ほかにございますか。 |
| 森委員 | 委員の森です。御説明ありがとうございます。私からは、今回選定された教科書において、AIについてどのように取り上げられているかということについて質問したいと思います。実際、いくつかの教科書を読んでいる中で、AIの記述がいくつかあることを拝見しました。例えばですが、AIによってデータ格差という新しい格差が生まれる危険性のことや、正しく活用するための教育の重要性についてのテーマなど、あとは「人間にできて機械にできないこと」というテーマで、生徒が問いを立て、自分たちで資料を集めて分析し、自分なりの考えをまとめることを促すようなページもありました。AIリテラシーやAI活用といったことについて、一人ひとりが複数の角度から見て考えて議論していくことがこれからとても大切だと思いますが、そのきっかけになる題材だと思いました。実際に、初等中等教育段階における生成AIの利活用についてのガイドラインというのができて、それを参考に、AIについて取り上げる教科書も増えてきているようですが、今回選定された教科書の中ではどのように取り上げられているか、改めて確認したいと思います。お願いいたします。 |
| 宮村高校教育課長 | <p>高校教育課長の宮村です。ただいまおっしゃっていただいたように、令和8年度の高等学校教科書目録に掲載された様々な教科書の中で、生成AIに関する記述が大幅に増加しているところです。一つの教科ではなく多くの教科で取り上げられています。今回選定された教科書においても、複数の教科で生成AIに関する内容が様々な視点から取り扱われています。例えば「情報I」の教科書ですと、AIの仕組みや活用事例などの基礎的な知識だけでなく、AIによって生じる社会的課題である、情報格差や、倫理的な問題について考える内容が掲載されています。そして「公共」の教科書では、AIが社会に与える影響、倫理的・法的な課題、AIと共生する未来社会の在り方など、こちらも多角的な視点から取り上げられています。また、「家庭基礎」の教科書では、AIと共存する生活について考える内容が取り上げられております。そして「現代の国語」の教科書でも、AIの可能性、格差、社会に与える影響というテーマで、AIと人間との関係性を考察する内容が取り上げられています。</p> <p>このように、各学校が選定した教科書には、文部科学省が示した「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」にありますように、社会的・倫理的な視点からこの課題について捉える教育の重要性が反映されています。</p> |
| 下田教育長 | よろしいですか。ほかにございますか。 |
| 植木委員 | 委員の植木でございます。私からは1点、防災や環境に関する意識付けという点で質問させていただければと思います。横浜市でも令和7年7月に複数回、大 |

雨警報が発令され、マンホールの蓋が飛んでしまったといった報道もございました。そしてまた、先月末にはカムチャツカ半島付近で発生した地震を原因とする津波注意報が東京湾内湾に発令され、市民生活にも大きな影響が出るケースというのが出てきております。高校生は、地域にとっては防災の担い手にもなるということ、期待されている立場だと思えます。高校生の皆さんが、「自助・共助・公助」といった防災の考え方をしっかりと理解し、そしてまず、自分の身を守ってどう行動することが必要なのかということ意識していただくのは、地域の防災力を向上させるためにも必要なことだと感じております。また、最近の災害が激甚化している理由の一つには、地球温暖化などの影響がかなりございます。これからの社会を担っていく高校生に環境問題を理解していただき、そして、それぞれの行動を振り返ってもらう。そういったことも大きな課題になっていると感じております。

そこで、防災や環境について、特に最近の事象を踏まえ、高校生が自らのこととして考え行動できるような工夫が、教科書においてどのようになされているのかということ質問させていただきます。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村です。高等学校の教科書におきましては、様々な教科・科目で防災や環境に関する内容が取り上げられています。まず、防災教育についてですが、「地理総合」の教科書には、令和6年1月に発生した能登半島地震などを例に取り、「災害時の自助・共助・公助」の考え方や災害時における情報の活用、地域の連携の重要性についての記載が見られます。また、「公共」の教科書には、「災害と情報」をテーマの一つとして取り上げ、探究活動を通じて自ら課題を設定し、情報収集・分析・発表を行う内容も取り上げられています。

次に、環境教育についてです。「地理総合」の教科書では、地球温暖化の原因と影響が統計資料や地図によって視覚的に理解できるように工夫されています。また、SDGsとの関連性も踏まえた学習活動も展開されており、生徒が自らの生活を振り返り、環境に配慮した取組が行えるような内容も見受けられます。

「生物基礎」の教科書では、地球環境の変化と生物への影響について、最新のデータを基に解説されております。そこで、温暖化による生態系の変化や絶滅危惧種の増加など、環境問題を生物学的視点から捉える内容が含まれています。これによって、生徒が自然との関わりを理解し、環境保全の必要性を実感できるようになっております。

このように、高等学校の教科書における防災分野・環境分野においては、最新の事例やデータを踏まえた内容となっており、生徒が主体的に学び、地域社会の一員として行動できるような工夫が見られております。

植木委員

御説明ありがとうございます。万が一のことが起きたときに、正しい情報で正しく行動するということが教科書においてもしっかりと工夫されていること、そして、環境問題についても自分で考えるということがなされていることがよく分かりました。ありがとうございます。

下田教育長

ほかにごありますか。

植木委員

3点ほど各委員から御質問させていただき、説明ありがとうございました。今回、高等学校の答申の別紙一覧に記載のある教科書、それぞれの学校から提出された「教科用図書意見報告書」、そして教科書調査員の方から御報告いただいた「教科書調査員報告書」も事前に拝見させていただいております。それぞれの学

校から、生徒の実態や教育目標、教科のねらいなどに応じた意見報告書が提出されていること、そして教科書調査員報告書にも、目録に登載されている教科書それぞれの特徴を丁寧にまとめた形で御提出いただいていることを確認しております。また、教科書取扱審議会では、これらの資料を基に審議し、結果を答申していただいたものと考えております。本日の会議におきましても、教科書について丁寧に御説明いただき、質問に対してもしっかりと明確にお答えいただいております。これらのことから、高等学校の教科書について、答申の理由にあるとおりでと考えると、答申された一覧のとおり採択することによってよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

下田教育長

今、植木委員から答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がございましたが、答申された一覧のとおり採択するということがよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、「高等学校において令和8年度に使用する教科書」について、答申された一覧のとおり採択します。

次に、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申について説明をお願いします。

西野インクルーシブ教育担当部長

インクルーシブ教育担当部長の西野でございます。よろしくお願いいたします。それでは、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申につきまして、特別支援教育課長から御説明申し上げます。

金井特別支援教育課長

特別支援教育課長の金井でございます。それでは、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」について御説明いたします。

インデックス4番「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」を御覧ください。

表紙を1枚おめくりいただきますと、「答申する教科書」と「答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧は、目次の次のページから記載しております。前のページにお戻りいただきまして、「答申理由」を読み上げさせていただきます。

横浜市立の特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校・義務教育学校では、児童生徒の障害の状態が異なっているため、「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各学校の教育課程や年間指導計画、児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に即して最も適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。

本審議会では、この各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を「教科書調査員報告書」とあわせて、慎重に審議した。その結果、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校・義務教育学校が、その教育課程のもとで、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、かつ、各児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に沿って、教科等・科目の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切と認められたため、答申するものである。

答申理由にもありますとおり、本市の特別支援学校及び個別支援学級において使用する教科書は、一人ひとりの障害の状態に応じて適切な教科書の選定を行い

ます。

まず、対象の児童生徒が在籍する学年の検定済教科書の使用を検討いたします。個別の指導計画等を踏まえ、教科等の目標を達成することが難しいと判断できる場合、当該学年よりも下の学年の検定済教科書の使用を検討します。下の学年の検定済教科書を使用しても教科等の目標の達成が難しいと判断できる場合は、文部科学省著作教科書や市販されている一般図書の中から使用する教科書を検討します。一般図書を検討する場合、教育委員会事務局が作成した「教科用図書選定参考一覧」の中から検討し、それでも適さないと判断した場合には、選定参考一覧以外の一般図書を検討します。

以上のような流れで、一人ひとりに適した教科用図書について検討していきます。

審議会では、答申をまとめるに当たり、下の学年の検定済教科書の使用、文部科学省著作教科書及び一般図書の使用を希望する特別支援学校及び小・中・義務教育学校からの意見報告に基づき審議を行いました。特に、多くの学校で使用実績のある著作教科書及び一般図書については、教科書調査員が調査を行いました。

審議会では、学校から提出された「教科用図書意見報告書」と「教科書調査員報告書」の内容を照らし合わせて慎重に検討を行い、一人ひとりの児童生徒の障害の状態に応じて各教科等の目標の達成を図ることが期待できる教科書と認めたものを答申としてまとめました。なお、特別支援学校及び個別支援学級で使用する教科書は毎年採択を行っていますが、児童生徒一人ひとりの障害の状態や学習状況を踏まえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った教科書を選定することとしているためです。

それでは、答申について御説明いたします。

答申1ページを御覧ください。「Ⅰ 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部」から検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書・点字教科書について、種目、発行者番号、発行者略称、教科書の記号・番号、書名が記載されています。以下、5ページからは「2 中学部」、8ページから「3 高等部」と続きます。

もう一度、1ページにお戻りください。盲特別支援学校小学部における検定済教科書の一覧が記載されております。アスタリスクがついている種目は、点字版教科書の原典となる検定済教科書です。盲特別支援学校小学部では、点字教科書を使う児童と活字教科書を使う児童が一緒に学ぶため、点字教科書が発行される種目は、その点字教科書の原典となる検定済教科書を使用します。それ以外の種目は、市立小学校と同じ教科書を使用します。2ページには、文部科学省著作教科書が記載されています。こちらは検定済教科書のうち、記載されている6種目・教科の「点字教科書」となります。点字教科書は、検定済教科書の中から文部科学省が1種類選定し、発行者に点字訳を依頼しています。次が一般図書となっております。これは後ほど御説明いたします。3ページから4ページにかけて、教科書会社による検定済教科書の拡大教科書及び点字図書の発行者による検定済教科書の点字教科書が記載されています。5ページ以降の「2 中学部」、「3 高等部」においても同様です。高等部では、高等学校用の検定済教科書を使用しますので、国語から情報まで各種目について教科書を選定しています。9ページから11ページには、高等部専攻科である按摩マッサージ指圧師等の資格を取得するために開設する授業で使用予定の一般図書が記載されております。

次に、12ページを御覧ください。「Ⅱ 特別支援学校（聴覚障害）」について、「1 小学部」から順に「2 中学部」「3 高等部」と続きます。12ペー

ジには、「小学部」及び「中学部」で使用する教科書が記載されています。検定済教科書は、市立小中学校で使用する教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、一般図書を使用することもできます。また、聴覚障害者用の文部科学省著作教科書が記載されています。これは「小学部」及び「中学部」で使用する言語指導の教科書です。13ページを御覧ください。「高等部」で使用する教科書が記載されています。聴覚障害特別支援学校の高等部では、高等学校用の検定済教科書を使用しますので、国語から情報まで各種目について教科書を選定しています。加えて、高等部では「ビジネス科」を設置していますので、簿記など「商業科」の教科書も記載しています。

次に、15ページを御覧ください。「Ⅲ 特別支援学校（知的障害）」について、同じく「1 小学部」から順に「2 中学部」「3 高等部」と続きます。15ページには、「小学部」及び「中学部」で使用する教科書が記載されています。検定済教科書は、市立小中学校で使用する教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、一般図書を使用することもできます。また、知的障害者用の文部科学省著作教科書、通称「☆印（ほしじるし）本」が記載されています。「☆印本」は、国語、算数、数学、生活、音楽の4教科について、小学部で3段階、星一つから星三つ、中学部で2段階、星四つ、星五つの教科書があります。16ページを御覧ください。高等部で使用する教科書が記載されています。知的障害特別支援学校の高等部では、多くの種目・教科で一般図書を使って学習いたしますが、音楽や美術、英語については高等学校用の検定済教科書を使用する学校があります。下の学年の教科書として、市立小中学校で使用する検定済教科書や文部科学省著作教科書「☆印本」を使用することもできます。

次に、17ページを御覧ください。「Ⅳ 特別支援学校（肢体不自由）」について、同じく「1 小学部」から順に「2 中学部」「3 高等部」と続きます。肢体不自由特別支援学校には、小学校、中学校、高等学校の教育課程に準ずる内容で学ぶ児童生徒や、知的障害を併せ有する児童生徒も在籍しています。17ページには小学部及び中学部で使用する教科書が記載されています。検定済教科書は、市立小中学校で使用する教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、文部科学省著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することもできます。続けて「高等部」で使用する教科書が記載されています。肢体不自由特別支援学校の高等部では、高等学校用の検定済教科書を使用する生徒も在籍していますので、国語から情報まで、各種目の検定済教科書が記載されています。また、下の学年の教科書として、市立小中学校で使用する検定済教科書や、文部科学省著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することもできます。

20ページを御覧ください。「Ⅴ 特別支援学校（病弱）」について、「1 小学部」及び「2 中学部」の教科書を記載しています。病弱特別支援学校では、児童生徒が入院に伴い一時的に在籍し、治療や療養を行いながら学習をするので、検定済教科書を使用します。また、下の学年の教科書の使用や、文部科学省著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することもできます。

21ページからは、「Ⅵ 個別支援学級（小学校・中学校・義務教育学校）」の記載があります。「1 弱視個別支援学級」、「2 知的障害個別支援学級」、「3 自閉症・情緒障害個別支援学級」の順に記載してあります。

弱視個別支援学級では、市立小中学校で使用する検定済教科書や、その教科書を原典とした拡大文字の教科書・点字教科書を使用することができます。拡大文字・点字の教科書が発行されていない教科については、全国のボランティア団体に拡大文字や点字での製作を個別に依頼する場合があります。知的障害個別支援学級では、検定済教科書は市立小中学校で使用する教科書を使用します。下の学

年の教科書や、文部科学省著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することもできます。「3 自閉症・情緒障害個別支援学級」については、記載のとおりです。

23ページを御覧ください。「一般図書一覧」とあり、これまで説明した各障害種の特別支援学校、小・中・義務教育学校個別支援学級で使用する一般図書をまとめて掲載しています。24ページから28ページまで、教育委員会事務局が作成し、各学校に提示しました「教科用図書選定参考一覧」に記載のある約500冊の図書の中から選定した422冊の図書が記載してあります。主に知的障害の特別支援学校や個別支援学級で使用いたします。さらに、29ページ、30ページには、「教科用図書選定参考一覧」に記載のない図書が120冊記載してあります。視覚障害の点字の一般図書も含まれます。この一般図書一覧では、合わせて542冊の一般図書が挙げられております。

審議会では、各学校が提出した教科用図書意見報告書にある選定理由と、教科書調査員報告書にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断し、この答申がまとめられました。「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」につきましては、以上でございます。

下田教育長

所管課から説明が終了しましたが、御意見等ございますか。

緒方委員

教育委員の緒方と申します。御説明どうもありがとうございました。特別支援学校や個別支援学級には様々な実態の児童生徒が学んでいると思いますが、児童生徒一人ひとりに合わせた教科書を実際にどのように選定しているのか教えていただけますか。

金井特別支援
教育課長

特別支援教育課長の金井でございます。特別支援学校や個別支援学級におきましては、障害のある児童生徒の教育的ニーズを把握しまして、一人ひとりに合わせた指導・支援を行うことが求められております。教育的ニーズとは、横浜市においては、「〇〇の力が身に付けば、向上すれば、そのための指導や支援、配慮を受けることができれば、より学びやすくなる、より生活しやすくなる、重点化されたもの、優先順位が高いもの」と定義しております。このように特別支援教育では、子どもの教育的ニーズを把握した上で、一人ひとりに目標を設定しております。そして、設定した目標の達成を目指し、具体的な指導や支援方法を計画いたします。これらを一つにまとめたものが、個別の指導計画というものになります。一人ひとりに合わせて目標や指導内容が設定されておりますので、使用する教科書につきましても、一人ひとりに合わせたものであることが必要となります。そのため、各学校が教科書を選定する際には、個別の指導計画の内容を踏まえることが重要となります。各学校の学校長が作成いたします意見報告書には、個別の指導計画に記載されている教科等の目標、また、指導内容等を踏まえまして、なぜその教科書を選定したのかというような理由が明記されております。このように、意見報告書と個別の指導計画を関連付けることで、様々な実態の児童生徒に合わせた教科書の選定ができていますと考えております。以上になります。

下田教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

泉委員

教育委員の泉です。御説明ありがとうございました。今の緒方委員の話とも重なりますが、特別支援学校や個別支援学級で学ぶ児童生徒の実態というのは、実に様々であると思います。一般学級とほとんど同じ教育課程で学ばれる児童生徒

もいますが、知的障害のある児童生徒も対象とした教育課程で学ぶ児童生徒もいらっしゃると思います。また、自立活動を主として学んでいる児童生徒もいます。一方で、比較的障害の重い児童生徒にとっても教科の学びを充実させることというのが現行の学習指導要領で求められていますし、実際に各教科の学習の充実がとても重要だということは学校現場でも承知されていることと思います。特に、教科書の選定において、比較的障害が重い児童生徒にとっても教科の学びというものをどのように捉えて教科書の選定をされているか、その点を含めて教えてくださいませんか。

金井特別支援
教育課長

特別支援教育課長の金井でございます。障害が重い児童生徒の場合、一人ひとりの自立と社会参加を目指し、複数の教科を合わせて指導を行ったり、自立活動が教科の学習よりも多かたりする場合がございます。しかし、障害の重い児童生徒に対しても、自立活動だけでなく、国語、算数など各教科の学習を充実することが、泉委員御指摘のとおり、現行の学習指導要領の中では求められております。これは、各教科で育成する資質・能力を身につけることは、これからの社会を担う児童生徒にとって必要で、各教科の学びの充実というのが、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒に対して重要なものだからということになるかと考えております。そのため、特別支援学校や個別支援学級で使用する教科書につきましても、各教科の学びの充実を踏まえたものにする必要があると考えております。各学校におきましては、各教科で段階ごとに作成されております知的障害者用の教科書「☆印本」などを選定させていただいたり、一般図書を選定する際には、何の教科でどのような指導を実践するのが良いのかということを明確にさせていただいております。このような形で障害の重い児童生徒の教科学習の充実を目指し、各学校では教科書を選定させていただいております。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

委員の森です。御説明ありがとうございます。今、緒方委員、泉委員の話にもありましたが、横浜市の特別支援学校、個別支援学級には、非常に多様な障害のある生徒児童が在籍しています。その一人ひとりの特性に応じた教科書が選定されるということは、教育の質を高める上で極めて重要だと思います。実際に御提供いただいた様々な資料や教科書を拝見しまして、その選定がなされているということを確認いたしました。例えば、知的障害のある児童生徒向けには、通称「☆印本」と呼ばれる教科書が用いられていて、障害の程度に合わせ、例えば生活に根差した内容になっていたり、職業に関する内容になっていたり、適切に使い分けられていたと確認しております。また、視覚障害のある児童生徒向けには点字図書・拡大図書、聴覚障害のある児童生徒向けには言語指導用の教科書というように、障害特性に合わせた適切な教科書というのが選定されておりました。

このように、教科書の選定は適切に行われていると思いますが、大切なことは、選定した教科書をどのように活用して児童生徒の学びを充実させていくかということだと思います。横浜市内の全ての特別支援学校、個別支援学級では、個別の指導計画を作成して活用し、教科書を生かした学習の充実に向けていると聞いております。実際、今後の更なる充実に向けては、四つの課題を認識しています。具体的には、個別の指導計画を策定するための時間の確保、二つ目は教職員間の連携、三つ目としては保護者との連携、最後は、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた教科書を選び続けるための、指導情報の蓄積と共有ということですので。これらの課題を一つ一つ解決しながら、児童生徒一人ひとりが居心地よく自分ら

しくいられる学びの環境を整えていただくことと、各教科などの学習をより一層充実させていただくことを強く期待しています。以上、質問ではなく意見でございます。よろしくお願いいたします。

下田教育長

ほかにごございますか。

緒方委員

教育委員の緒方と申します。質問を受けていただき、また御意見を聞いていただき、どうもありがとうございました。ぜひ良い教育がなされると考えております。

特別支援学校、個別支援学級の答申の別紙一覧にある教科書、各学校から提出された教科書用図書意見報告書、そして教科書調査員から報告された教科書調査員報告書を拝見いたしました。教科書調査員報告書にはそれぞれの図書の特徴や指導場面が詳細に記載されており、意見報告書には児童生徒一人ひとりの実態に応じた報告が丁寧に記載されておりました。特別支援学校や個別支援学級におきましては、児童生徒一人ひとりの実態に応じて各学校が教科書を選定され、その妥当性を審議会ですでに十分に審議し、今回の答申となっていることが分かりました。これらことから、特別支援学校、個別支援学級の教科書については、答申の理由にあるとおりだと考えますので、答申された一覧のとおり採択することによってよろしいかと思っております。いかがでしょうか。

下田教育長

委員の方から様々御意見を頂いた上で、ただいま緒方委員から「答申された一覧のとおり採択してはどうか」という御意見がありました。答申された一覧のとおり採択ということによってよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書」については、答申された一覧のとおり採択します。

以上で採択が終わりましたが、委員の皆様から御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、教科書採択に係る審議資料の関係で、所管課から補足をお願いいたします。

丹羽学校教育
部長

学校教育部長の丹羽でございます。教科書採択に係る審議資料につきまして補足させていただきます。教科書採択に係る審議資料につきましては、本日8月5日16時から市民情報センターに配架いたします。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

下田教育長

以上で、教委第15号議案「高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の採択について」の審議は終了となります。

本日の案件は以上です。事務局から報告をお願いします。

田中教育政策
統括部長

事務局から今後の開催予定について御報告させていただきます。次回の教育委員会臨時会は、8月22日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、9月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。報告は以上です。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、8月22日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。
これで本日の教育委員会定例会を閉会いたします。

[閉会時刻：午後3時00分]